

令和元年度 事務事業総点検シート(1)
[平成30年度事務事業]

一般会計		事務事業分類		基礎点検	
事務事業名 家庭用品衛生監視事業		B 法定義務経費事業			
担当部署名 健康福祉 局 健康部 保健所 部 環境業務 課		シート番号		11-243	
		評価責任者(課長名)		野田	

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	1	市民の命を守る健康・医療体制の強化	無
	2	事業開始年度	昭和 49 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律			
	4	関連計画				
5	事業実施の経緯	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の施行以後、「家庭用品規制に係る監視指導について(昭和56年3月10日 厚生省環境衛生局長通知)」に基づき実施				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 () <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ()			
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか。)	市内にある規制対象家庭用品販売業者			
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか。)	基準に違反した家庭用品が市内を流通しないように監視することにより、有害物質を含有する家庭用品による市民の健康被害を未然に防止する。			
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	「家庭用品規制に係る監視指導について(昭和56年3月10日 厚生省環境衛生局長通知)」に基づき市内に流通する乳幼児用繊維製品や下着、エアゾル製品等の規制対象家庭用品を買い上げて、含有する有害物質(ホルムアルデヒド等)が基準を満たしているか検査を行う。基準違反が発見された場合には、商品の回収等を含む原因調査・改善等の指導を行う。			
10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()				

Ⅲ. 投入量

項目		単位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
事業コスト	11 事業費 (a)	千円	1,910	1,576	1,873	1,878	
	主な事業費内訳	検査手数料	千円	1,402	1,070	1,368	1,346
		検体買上料	千円	490	488	505	490
			千円				
	財源内訳	国・府支出金	千円				
		受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
		市債	千円				
		その他()	千円				
		一般財源	千円	1,910	1,576	1,873	1,878
	12	人件費 (b)	千円	4,756	4,592	4,592	4,617
	13	総コスト(c)=(a)+(b)	千円	6,666	6,168	6,465	6,495